

国立大学法人東京医科歯科大学研究安全管理運営委員会規則

平成23年6月27日
規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構規則（平成29年規則第59号）第24条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学研究安全管理運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、研究安全管理の基本方針等の企画・立案及びその実施に関すること並びに研究安全管理に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) リサーチコアセンター長
- (2) 実験動物センター長
- (3) 生命倫理研究センター長
- (4) 遺伝子組換え生物等実験安全委員会委員長
- (5) 動物実験委員会委員長
- (6) 病原微生物等安全管理委員会委員長
- (7) 大学院医歯学総合研究科医学系の構成員である教授 1名
- (8) 大学院医歯学総合研究科歯学系の構成員である教授 1名
- (9) 各附置研究所の教授 各1名
- (10) その他学長が指名する者

2 前項第7号から第9号までの委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 前条第7号から第10号までの規定による委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する者がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2 議事は、出席した委員（委任状を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、統合研究機構事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年6月27日から施行し、平成23年6月16日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年8月15日規則第129号）

この規則は、平成28年8月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。